令和6年4月1日より、2市2町 (泉南市、阪南市、田尻町、岬町)の市街化区域に おける広域まちづくり課の宅地造成等規制法の許可権限 が大阪府となります。

2市2町(泉南市、阪南市、田尻町、岬町)の市街化区域における<u>以下の事務</u>については、 平成29年10月1日以降、広域まちづくり課(泉南市役所別館2階)で行ってきましたが、 これまでの宅地造成等規制法(旧法)が宅地造成及び特定盛土等規制法(新法)に改正された ことにより、許可権限が、**大阪府**に移ります。

4月以降の手続きなどについて、ご注意願います。

※以下の事務

新法第 12 条の規定による宅地造成及び特定盛土等の許可及びこれに関連する事務 都市計画法第 29 条の規定による開発許可の中間検査及び定期報告等に関する事務

詳しくは、下記の問合せ先にご連絡をお願いします。

大阪府 都市整備部 建築指導室 審査指導課 開発許可グループ

電話 06-6210-9722・9723

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html

権限移譲に伴う申請等の事務取扱いの期日について

広域まちづくり課で処理する申請書類等の提出期限を下記のとおりとしますので、あらかじめ 御了承ください。

なお、以下の事務について、それぞれの期日の翌日以降に申請等を行うものについては、大阪府開発 許可グループ<u>(咲州庁舎27階)</u>において処理することとなりますので、ご注意願います。

事前協議

○ 原則として、宅地造成及び特定盛土規制法に関する協議は、大阪府開発許可グループが 担当します。

許可申請

- 原則として、以下の期日までに広域まちづくり課に書類を提出したものについては、 広域まちづくり課が審査し、処理します。

完了検査

○ 原則として、<u>令和6年3月15日(金)</u>までに広域まちづくり課が受け付けた 完了届出書については、広域まちづくり課が処理します。

問合せ先

2市2町 広域まちづくり課 開発調整係 電話 072-447-9016